

平成 30 年度 事業計画

通所リハビリテーション恵の杜

1) 事業所運営の理念・基本方針

※ 事業所運営理念：「安心と信頼」

平成 30 年度の通所リハビリテーションでは、ご利用様が笑顔で 1 日お過ごし頂ける様に、支援して参ります。また、すべてのご利用者様に対して、居心地よい第 2 の我が家の構築を目指します。

職員に対して安心・働きやすい職場環境を目指し、ワークライフバランスの実現化と質の高いサービス意識の構築に向けた取り組みを行い、魅力のある環境作りを行います。

事業運営に関わる介護サービス事業所や医療機関との連携を深め、高い信頼関係の下、安定した運営を行い、地域に信頼される事業所を目指します。

※ 具体的な取り組み

- ①通所リハビリとしての役割を果たすために必要な人員体制の確保・構築
- ②ご利用者様・ご家族様のリハビリの目標を全職員で理解します。
リハビリ職員は親切丁寧にリハビリの実施と説明を行っていきます。
- ③平成 30 年度は積極的にリハビリ訪問指導を行い、ご利用者様・ご家族様と信頼関係を構築します。
- ④地域のケアマネや介護サービス事業所等の信頼を構築するため、積極的に営業と意見交換を行います。
- ⑤医療機関との連携（施設長又は主治医から助言等）
- ⑥すべての職員がすべての人に対して思いやりのある態度で接し、また相手の思いを受け止めます。（受容・共感）
- ⑦情報共有体制の強化（委員会・会議・研修・カンファレンス等）
- ⑧資格習得についての応援（金銭面等の支援など）
- ⑨残業ゼロや有休休暇の適宜使用を目指し、仕事と生活の調和（ワークライフバランスの実現化）を図ります。
- ⑩リハビリの充実はもちろんレクリエーションの充実も図っていきます。
また、ご利用様が笑って頂くように、職員よる芸や漫才を取り入れ、笑いの場を提供します。
- ⑪すべてのご利用者様が落ち着ける環境作りを行います。

2) 管理者の事業に対する考え方

法人理念及び当事業所の運営理念を念頭に、健全で透明性のある事業所運営を行っていく。「地域包括ケアシステム」の実現化に向けて、今年度はご利用者様を地域への移行（通所リハビリから地域サービスへ）も視野に入れながら運営を行っていきます。

平成30年度介護保険報酬改定を受け、事業所運営を見直し、新たな加算も取り入れながら、新加算に対応できる組織作りと職員の能力・チームワークの向上を確実に遂行し、安定した収入（稼働目標達成）を目指します。事業所運営理念「安心と信頼」はご利用者様だけではなく、当事業所運営に関わるすべての職員・関係者に対しても同様で、特に「働きやすい職場作り」を継続して管理者として積極的に取り組んでいきます。

※具体的な取り組み（対外的）

- ①いつでも誰でもご相談いただける「窓口」を強化
- ②積極的に地域のニーズを模索する。
- ③各関係者との信頼関係をより密にする。（営業活動の強化）
- ④開かれた通所リハビリを目指し、介護者やケアマネ向けの勉強会の実施
地域連携や気軽に意見交換ができる場を増やしていく。
- ⑤新加算を積極的に取れるように全職種で情報の共有を行い、安定した稼働を目指します。

※具体的な取り組み（事業所内）

- ①法令遵守
- ②全職員による法人理念の共有と実行
- ③事業計画・予算案に則した稼働率向上計画の立案
- ④定期的に基準に沿った職員職能評価を行い、個人・チーム能力の把握
- ⑤個人力・チーム力向上に向けた勉強会・研修会等開催
- ⑥管理者としていつでも職員と相談できる場の確保（メンタルケア）
- ⑦職員間でなんでも話し合いができる場の確保
- ⑧残業ゼロを目標とした業務の効率化・チームワーク向上計画の立案

3) サービス提供体制（基本報酬・加算）

	サービス提供体制強化加算（I）ロ	12 単位	1 日当たり
新設	リハビリテーション提供加算	24 単位	1 日当たり
	リハビリテーションマネジメント加算 I	330 単位	1 ヶ月当たり
新設	要支援利用者のリハビリマネジメント加算	330 単位	1 ヶ月当たり

上記の加算も考慮しながら、要支援利用者の利用拡大（15名から20名へ。午前・午後利用も含む）を実施する。

4) 稼働率向上計画

- ①現定員内での安定した稼働確保
24名定員の空きを作らないように、臨時利用・振替利用の声掛けを積極的に行っていく。

②具体的な目標稼働率の提示と共有

平成29年度は、長期利用してきた多数のご利用者様が入院・他施設に入所となり、また、骨折等入院・短期入所により稼働目標を達成することができなかった。平成29年度の成績を真摯に受け止め、地域の居宅介護支援事業所に積極的に営業活動を行う。全職員には事業所内に平成30年度の稼働目標を提示し、目標達成に向けて意識できる環境を作る。平成30年度は、稼働率83%以上（1日平均20名）以上を目指す。

③地域居宅ケアマネとの信頼関係の構築

安定した稼働確保を実現させるためにも、居宅ケアマネとの連携を強化し、より強い信頼関係を築いていく。

5) 職員配置体制及び人材育成指導

運営をしていく上で必要な職員確保は、通所リハビリテーション業務の人員基準を満たし、かつ、安心して安全な業務を行うために必要とされる最低人数とする。当年度においては、医師1名（兼務）PT1.1名（入所兼務）看護1名（非常勤）介護6.5名（1日当たりの常勤換算）送迎ドライバー2名で調整する。収入拡大に繋がる上位加算の算定においては、現人員において算定可能なものとし、半年単位で適正検討を行う。

職員の育成に関しては、研修等を中心に年間計画にて定める。すべての職員（運転手も含む）チームケアを行う上での大切な心（受容と共感）を持ち備えるように育成を目指していく。

研修及び職員育成への取り組み

- ① 新人研修（入社から3ヵ月）
- ② 内部研修・勉強会（年間計画に基づく。1ヵ月1回程度）
- ③ 外部研修（通所リハビリテーション業務に関する研修。1人1回以上）
- ④ 事業所理念・運営に特化した研修・勉強会（法人内の他事業所に体験研修）
- ⑤ 事業所理念・運営に特化した研修・勉強会
（法人研修、虐待防止、防災対策、接遇マナー）

6) 各種委員会・研修体制（年間計画は別紙参照）

法令で定められた委員会・研修に関して、定期的開催し、事業所全体の質の向上に努める。研修にあたっては、年間計画を定めて計画的に行う内部研修と自己啓発を促すことを目標にした外部研修を予定していく。事業所は、研修の情報を職員に開示する。

7) 入居者（利用者）のニーズ・要望への対応

通所リハビリテーションにおけるご利用者のニーズ・要望への対応に関しては、通所リハビリテーション計画書で適切に管理を行い、ご利用者様・ご家族様の思いを尊重しながら、目標を明確に設定し、全職種にて支援していく。目標を達成していく過程において全職種にて情報共有を強化し、必要に応じて訪問指導により、介護者及び各関係者の理解協力を得ながら取り組んでいく。

具体的な取り組み

- ①業務後行う夕礼にて当日利用のご利用者に関して情報共有を行う。
- ②ひと月ごとに身体状況の変化を経過報告書としてケアマネへ送付し、情報提供するとともに家族やケアマネが感じる変化等を返信頂く。
- ③通所リハビリテーション計画書作成における全職種参加のカンファレンスを強化し、情報共有と目標に対してのアプローチ方法等を検討する。
- ④通所リハビリテーション計画書の作成・実施後、概ね3ヵ月に1度更新の説明をご利用者様及びご家族様に行い、目標達成具合や新たな課題に関しての検討事項等、対話形式で丁寧に説明しながら、同意を得る。必要に応じ訪問による計画書の説明を行う。

8) 入居者（利用者）の苦情受付体制及び対応

苦情対応の担当責任者及びその連絡先を重要事項説明等を明確にし、苦情の申し出または相談があった場合は迅速かつ誠実に対応していく。苦情または相談事項に関しては、対応責任者または担当者が苦情相談処理報告書に準じて内容の把握、対応を明確にし、管理者・本部に報告する。

苦情以外にも些細なことでも相談できる窓口等を設置し、日ごろよりご利用者様・ご家族様とのコミュニケーションを図る。

具体的な取り組み

- ① 意見箱の設置
- ② 相談窓口の強化（何でも話し合える関係作り）
- ③ 苦情対応に関する内部研修、勉強会の実施

9) 事故防止（再発予防）計画

- ①サービス中に事故特変があった場合は、施設医師または看護師へ報告し、家族へ連絡する等適切な措置を迅速に行う。生命に係わる状況、緊急性が高い状況などの場合には救急対応を行ったのち家族へ連絡し、経過の報告を行う。施設内で起こった事故に関しては事故報告書に記載し、管理者・本部へ報告する。また、横浜市へ速やかに報告する。

- ②事故及びヒヤリハット発生時は速やかに全体ミーティングにて検討し再発防止

や対応強化に全力で努める

- ③身体状況の変化により、転倒等の事故発生が高いと予測される場合は、介護・看護・リハビリ・相談にてミーティングを行い、対応の統一を行い事故防止に努める。
- ④感染症の流行期にはその都度対策方法を全職員にて徹底し、ご利用者様・ご家族様へ注意喚起を促し、感染対策及びまん延予防に努める。

1 0) 施設設備の保守・管理

通所リハビリテーションのご利用者が快適・安全に過ごせるように、日々整理整頓や点検を怠らず、保守管理に努める。

具体的な取り組み

- ①行き届いた清掃
- ②小まめな点検作業
- ③老朽化に対する整備・修理・買替

1 1) 個人情報保護計画

- ①業務上知り得た利用者又は家族の個人情報に関しては利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、第三者に漏らさないようにする。同内容は契約書・個人情報に関する同意書にて説明を行い同意を得る。個人情報の保護に関しては規定書を作成し、準じた対応を徹底する。
- ②個人情報保護に関する勉強会を定期的を開催する。
- ③通所休業時及びの事務所・書庫の管理は施設にて厳重に対応する。

1 2) 関係団体・地域団体との連携

- ①通所リハビリテーション業務に関する様々な最新情報を入手するためにも、区役所が主催する研修・情報交換会・勉強会、又は横浜市老健連絡協議会通所リハビリ部会へ積極的に参加し、地域近況の把握をする。
- ②地域の方々（ケアマネも含む）を対象にしたリハビリ相談会を開催し、恵の杜通所リハビリテーションを地域の方々にもっと知って頂く。
- ③地域ケア会議への参加
- ④非常災害時等の連携体制の構築

1 3) 社会資源としての役割

近隣住民が住み慣れたご自宅・地域で安心して過ごせるよう、通所リハビリ（ショートステイ）の情報を居宅支援事業所等に発信し、社会資源のひとつ

として地域住民へ情報提供していただく。通所リハビリとしてリハビリ課を中心とした腰痛予防等の講演会などを主催し、昨年度以上開かれた事業所にして行きたい

1 4) 実習生・ボランティア受入、育成

- ①実習生の受け入れについては最大限受け入れていく。
実習依頼件数自体は減少傾向にあるため、情勢に応じた受け入れ体制を構築していく。
- ②ボランティアは特に演奏ボランティアがご利用者様からは好評のため、平成30年度は積極的に演奏ボランティアを探し、利用者ニーズに答えていく。

1 5) 防災・防犯対策避難

- ①非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害の関係機関への、通報体制を整備し定期的にスタッフが周知すると共に避難・救出訓練等も定期的に行う。消防法に基づき消防設備の設置確認や避難訓練を年に2回以上行う。細やかな計画は防災マニュアルと連動させ、定期的に確認する。
- ②非常災害に関する具体的な計画は消防・風水害・地震に対処できるものとする。備蓄品に関しても3日分を確保し、併せて冬季の防寒対策等も検討する。
- ③通所で施設車両の管理・防犯対策を行っており、盗難防止のため使用後のタイヤロックとハンドルロックにて毎日対応する。